



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



# 中心市街地活性化・商店街等活性化の 取組みについて

令和6年2月  
経済産業省中心市街地活性化室  
中小企業庁商業課



# 商店街等活性化支援事業の全体像 【(独)中小機構運営費交付金の内数】

- 令和6年度における商店街等活性化支援事業は、「商店街等」を支援対象に加えた上で、「①中心市街地・商店街等診断・サポート事業」、「②中小企業アドバイザー（中心市街地）派遣事業」、「③協議会運営支援事業」、「④地域カルテDB運営事業」の4事業を中小機構・中企庁・経産局の3者連携の下で実施する。

（商店街等活性化支援事業）  
中小企業基盤整備機構

支援事業

専門家派遣

## ①中心市街地・商店街等診断・サポート事業

- A. 巡回型支援：商店街等からの問い合わせ等を端緒に専門家が現地を訪問。地域課題の特定や、次のアクションに資する支援メニューの提案や取り組むべき方向性のアドバイス等を実施。
- B. パッケージ型支援：複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣し、伴走支援を通じて地域における事業推進体制（組織の組成、地域関係者の連携強化、事業収益力の強化等）の強化を図る。

## ②中小企業アドバイザー（中心市街地）派遣事業

データ／情報活用  
ネットワーク強化

## ③中心市街地活性化協議会運営支援事業（中心市街地活性化協議会支援センター）

- A. 電話等による各種相談 B. 取組事例紹介等（情報発信）
- C. まちづくり人材のスキル向上・ネットワーク構築に向けた交流会等の開催

## ④地域カルテDB運営事業

支援地域の様々な情報をバックデータとして一元的に集約・管理し、専門家等が地域へ入る際の基礎情報（地域カルテ）として活用。支援の質・実効性の向上を図るとともに、支援実績・成果の見える化を目指す。

経済産業省・中小企業庁  
地方経済産業局



連携・協働



# 中心市街地・商店街等診断・サポート事業の概要

## 巡回型支援

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意欲ある地域からの問い合わせ・相談を端緒に、<u>専門家等が現地を訪問し、ヒアリングを通じて地域ニーズの抽出や地域課題の特定を行うことで、地域に対し、次のアクションに向けた行動変容を促すことを目的とする。</u></li> </ul>
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商店街組織（任意団体含む）※</li> <li>② まちづくり会社</li> <li>③ 中心市街地活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織等</li> </ul> <p>※商工会議所・商工会が当該地域のまちづくりや商業活性化等の担い手となっている場合は、商店街組織と見做す。</p>
訪問回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>同一専門家が最大3人日／地域まで訪問可能（半日なら最大6回）</u></li> </ul>

## パッケージ型支援

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>意欲ある地域に対し、複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣し、伴走支援を通じて地域における事業推進体制の強化※を図ることを目的とする。</u></li> </ul> <p>※事業実施組織の組成、事業収益力の強化、地域関係者の連携強化など</p> <p>【支援イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の面的価値を高める取組を重点的に支援するため、<u>地域ニーズの抽出や地域課題の特定をはじめ、調査・分析等に基づいた助言・診断等を行う。</u></li> <li>・さらに、<u>新たな取組（空き店舗対策、新規事業創出、地域の推進体制構築等）の検討・計画策定等に向けた助言・面的な伴走支援等を行う。</u></li> </ul>
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たに中心市街地の活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織</li> <li>② 商店街組織（任意団体含む）、まちづくり会社等</li> </ul> <p>※②については、自治体が策定するまちづくり計画や商店街活性化計画等に位置付けられているエリア又は、申請時に自治体による支援計画書（仮称）が付されているエリアに限る。</p>
支援期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>事業内容に応じて、最大3年間、継続支援可能</u></li> </ul>

※現在制度設計中のため、事業内容は変更する可能性があります



## 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業の概要

- 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業は、認定中心市街地活性化計画（各地域において独自に定めた中心市街地活性化計画を含む）に基づく事業を対象に、中小企業アドバイザーによる助言等を通じて該当事業のブラッシュアップを図ることで、中心市街地等の活性化に寄与することを目的とする。

<b>支援対象</b>	①中心市街地活性化協議会 ②認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
<b>事業概要</b>	● 次のいずれかに掲載若しくは掲載見込の事業について、中小企業アドバイザーを派遣し、専門的見地からの助言や解決策の提案を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中活法に基づく認定を受けた基本計画に係る事業（認定期間が終了した基本計画を含む）</li><li>・ 各地域で定めた中心市街地活性化のための計画（認定を受けていない独自計画）に係る事業など</li></ul>
<b>ゴール設定</b>	● 中心市街地活性化計画に定める目標値の達成等
<b>支援期間</b>	● 随時受付 ● 費用無料（3.0事案／年まで） ※基本計画認定地域は5.0事案／年まで無料。また、有料派遣を含め最大10.0事案まで利用可能。

※現在制度設計中のため、事業内容は変更する可能性があります



# 中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 **2,000億円**

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

## 事業の内容

### 事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

### 事業概要

- (1) **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**  
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) **小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**  
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) **サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**  
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) **事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）**  
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠	通常類型	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)			中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
		②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3
		成長分野進出類型(DX・GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)		2/3	
		③グローバル枠	3,000万円(4,000万円)		中小：1/2、小規模：2/3	
⇒大幅値上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な値上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナウイルス回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。						
持続化補助金	①通常枠、②資金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠	①：50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）			2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。①～⑤の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。						
IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満			1/2	
		ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以上				
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ③①の合わせて～3,000万円				①インボイス対応類型と同様 ②2/3
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円			
電子取引類型		～350万円				中小企業：2/3 大企業：1/2
セキュリティ対策推進枠		5万円～100万円			1/2	
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円			1/2～2/3
		①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円			1/2～2/3
	廃業・再チャレンジ枠		～150万円			1/2～2/3

## 成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

### 【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

### 【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

### 【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

### 【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること



## IT導入補助金（複数社連携IT導入枠）の概要【令和5年度補正：中小企業生産性革命推進事業の内数】

- 商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで、当該地域の来街者増や回遊性向上等を図り、生産性向上につなげる。

### 1. 補助対象事業者 ※事業に参加する中小企業・小規模事業者等の条件は「10者以上」であること等を要件とする

- **商工団体等**  
(例) 商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- **当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体**  
(例) まちづくり会社、観光地域づくり法人 (DMO) 等
- **複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム**

### 2. 補助対象経費（一例）

#### (1) 基盤導入経費

- ・ ITツール : 会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトに限る【クラウド利用料は最大2年分】
- ・ ハードウェア : PC・タブレット、レジ・券売機等

#### (2) 消費動向等分析経費

- ・ ITツール : 消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等【クラウド利用料は1年分】
- ・ ハードウェア : AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

#### (3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費

### 3. 補助率・補助上限額

- 【補助率】 (1) 基盤導入経費 : 1/2～3/4、4/5 (インボイス枠インボイス対応類型と同様)  
(2) 消費動向等分析経費 : 2/3以内、(3) 事務費、専門家費 : 2/3以内

【補助上限額】 (1) + (2) ⇒ 3,000万円、(3) ⇒ 200万円



## 【参考】IT導入補助金の採択事例（亀岡商業協同組合 京都府亀岡市）

- 亀岡商業協同組合を代表事業者に参加事業者20社がIT提供事業者である株式会社シンプライズと連携し、クーポン機能やプリペイド事業を統合した電子地域通貨「かめPay」を導入し、生産性の向上を図るとともに、商業の活性化及び地域のDX化を実現。

### 地域課題

- ・コロナ等の社会背景の変化に伴い、非対面・非接触の決済が求められているが、地域事業者のうち約55%が電話回線のみと劣弱な通信環境となっている等、デジタル化への対応が進んでいない。
- ・キャッシュレス化を進めるにしても、通信コスト、手数料の負担増が懸念。
- ・地域の大型店舗の閉店等に伴い、地域のプリペイドカードの利便性・価値が低下。



(亀岡市内のプリペイドカード)

### 取組内容

- ・「株式会社シンプライズ」が提供するITツール「Simicom」を活用し、地域通貨「かめPay」を導入。
- ・地域のデジタル化への啓蒙を実施するため、亀岡市内の中小事業者への定例講習会を実施。

#### 【「かめPay」の機能】

- ・通常のキャッシュレスサービスの半分以下の手数料で活用でき、電子地域通貨、プリペイド、通信コストを低減させるQR決済「ユーザーズキャン」等の機能を有する。
- ・生産性向上を実現するため、顧客データと購買データに基づく分析や、分析に基づく情報発信、クーポン発行等の機能を有する。



### 事業効果・将来の構想

- ・「かめPay」の導入に伴い、WIFI等のインターネット環境が必要という共通認識が生まれ、地域のDX化のきっかけに繋がった。
- ・最終的には、亀岡市内の中小事業者200店舗の参加や、行政サービスとの連携等を実現し、地域内循環型の経済基盤を作り上げ、地域の活性化を目指す。



# 地域商業機能複合化推進事業（被災商店街等再建支援事業）

中小企業庁経営支援部  
商業課

## 令和5年度予備費予算額 5.0億円

### 事業の内容

#### 事業目的

令和6年能登半島地震による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることが重要です。このため、今般の災害の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用を支援します。

#### 事業概要

令和6年能登半島地震の影響を大きく受けた商店街等※に対し、以下の事業にかかる経費を支援します。

##### （1）商店街災害復旧事業

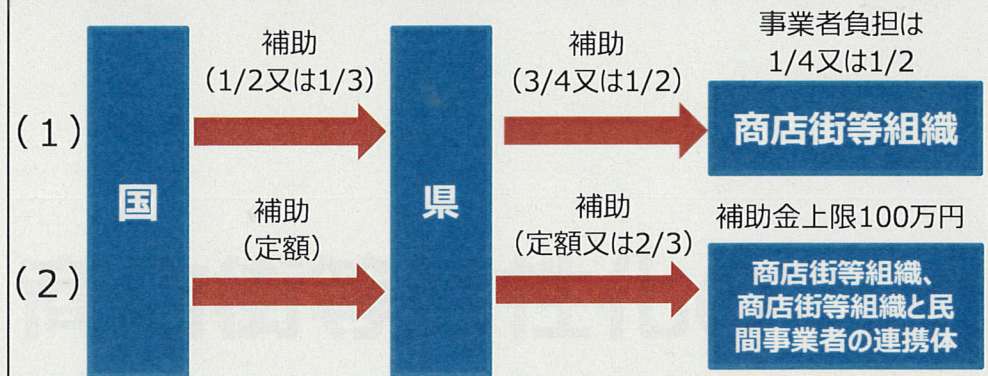
被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等を補助します。

##### （2）商店街にぎわい創出事業

商店街等のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用を支援。

※（1）、（2）の補助の対象は商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等です。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※（1）、（2）は、特に被害の大きかった石川県及び災害救助法が適用された県に所在する商店街等に限り、  
※（1）は、能登半島地震に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象と認められる場合があります。

### 成果目標

- 商店街の復旧を行い、商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を目指します。

※ 12月31日までに補助金交付完了



## 今後の商店街・中心市街地活性化施策の展開について

- これまでの商店街支援策は個店支援が中心。ライフスタイル・地域課題が多様化する中、従来どおりの個店支援では限界が生じており、エリア価値（魅力）を高めないと商店街の活性化は難しい局面を迎えている状況。そのためには、しっかりとしたエリア戦略づくりをはじめ、それを実行するための組織づくりや資金調達等が大事。
- 他方で、自らこうしたことのできる商店街も実態的には少なく、外部専門家の支援が不可欠。
- 加えて、商店街の自走力、集客力、周辺人口や属性タイプは様々な中、これらの実態に応じた支援を行うには相応の知見が必要であり、商店街支援に対して優れた支援能力を有する(株)全国商店街支援センター（以下「支援センター」という）の機能を活用しながら、今後は、このようなエリア支援にシフトすることが適当。
- そのため、従来、個店支援を行っていた支援センターの機能を、今後はエリア支援を行ってきた中小機構へ移管し、支援センターが担ってきた個店支援については、中小企業一般の経営課題解決との親和性も高いことから、中小機構のよろず支援拠点を中心に実施することとする。その際、支援センター業務を中小機構へ移すことにより、以下の効果が期待できる。
  - ・ これまで中小機構がエリア支援として行っていた中心市街地への専門家派遣業務との相乗効果が期待できる。
  - ・ また、これまで「専門家1年間の派遣」が基本だったが、中小機構の交付金事業の中に入ることにより、最大で「専門家複数名の3年間の派遣」が可能となる等、事業の継続性を確保することができる。
- 以上を実現するため、令和6年度予算においては、中小機構運営費交付金を活用し、初期段階から支援専門家が商店街等に入り込み、課題の整理から課題解決策の策定までを一緒に取り組む伴走型支援事業を要求中。これらにより、商店街等の取組をエリア支援と個店支援の両面から、各種支援策で強力に後押ししていく。



# 全国商店街支援センター事業の発展的承継

- 中小機構では、支援センター機能の承継のみならず、地域づくり・まちづくりに関する個別の相談対応や、人材育成・ネットワーク構築支援、地域づくりに関する情報発信事業等も行うことで、商店街等支援の充実化を図り、**面的伴走支援に向けた支援体制の再構築を図る。**

## 支援センター事業 (～R5年度)

トータルプラン作成  
支援事業  
(ビジョン・プラン作成)

商人塾支援事業  
(次世代リーダーの発掘等)

空き店舗総合支援  
パッケージ事業

トライアル実行  
支援事業  
(商店街の取組をトライアル)

商店街よろず相談  
アドバイザー派遣事業

繁盛店づくり支援事業  
(集客力・販売力の向上)

【発展的承継】

よろず支援拠点の活用  
(相談対応、専門家派遣)

## 中小企業基盤整備機構 [商店街等活性化支援事業] (R6年度～)

### ① 中心市街地・商店街等診断・サポート事業

- A. 巡回型支援：  
商店街等からの問い合わせ等を端緒に専門家が現地を訪問。地域課題の特定や、次のアクションに資する支援メニューの提案や取り組むべき方向性のアドバイス等を実施。
- B. パッケージ型支援：  
複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣。伴走支援を通じて地域における事業推進体制（組織の組成、地域関係者の連携強化、事業収益力の強化等）の強化を図る。

### ② 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業

### ③ 中心市街地活性化協議会運営支援事業

- A. 電話等による各種相談 B. 取組事例紹介等（情報発信）  
C. まちづくり人材のスキル向上・ネットワーク構築に向けた交流会等の開催

### ④ 地域カルテDB運営事業

支援地域の様々な情報を一元的に集約・管理。専門家等が地域へ入る際の基礎情報（地域カルテ）として活用。

専門家派遣

データ／情報活用  
ネットワーク強化